

入札心得

(執行について)

- (1) 入札人は、仕様書、設計書、図面、公告及び関係書類並びに現場等熟覧のうえ所定の入札書により入札してください。
- (2) 入札人は、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）、その他関係法令を承諾のうえ入札してください。
- (3) 入札人は、公告により指定した日時までに入札書を提出してください。なお、指定した日時に入札書の提出が遅れた場合は、棄権とみなして処理しますから時間を厳守してください。
- (4) 再度入札において、前回の最低価格以上の入札は無効とし、再度2回目の入札には参加できません。
- (5) 本業務の入札において、入札を行った者のうち、本市の定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (6) 立会は任意ですが、立ち合う場合には入札参加者1人でもって立会してください。
- (7) 執行中は、私語をつつしみ、又撮影等は御遠慮ください。
- (8) 入札参加資格者は、入札書の提出期限に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。この場合においては、所定の辞退届を直接持参し、又は郵送（入札書の提出期限までに到達するものに限る。）することにより申し出てください。
なお、正当な手続きにより入札を辞退した者については、辞退したことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札書について)

- (1) 入札書は、所定の様式とし、封筒にいれ、担当職員の指示により提出してください。
- (2) 入札書への記入事項（名称、場所等）は、所定の欄に明確に記入し、押印は朱肉でしてください。なお、入札書の日付欄には、入札書を作成した日付を記入してください。
- (3) 入札人は、提出した入札書の引換え、又は、変更若しくは取消しをすることはできません。
- (4) 入札人は、入札書の記載事項について、訂正、挿入、又は削除したときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- (5) 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。
(例 ￥123,000)
- (6) 入札人は、入札書提出の手引きに基づき、内封筒及び外封筒の二重封筒により、指定した方法で提出してください。

(無効入札について)

次のような場合に該当する入札は、無効となります。なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することができません。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (5) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (6) 一の入札において同一の入札者が2以上の入札書を提出したとき。
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。
- (8) 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (9) 必要な記載事項を確認できない入札
- (10) 指定された方法以外により入札書を提出した入札
- (11) 提出期限を過ぎて提出又は到達した入札
- (12) 郵便入札において、内封筒記載の業務名と入札書の業務名が相違する入札
- (13) 郵便入札において、内封筒に業務名等の必要事項が記載されていない入札
- (14) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
- (15) 明らかに不正による入札と認められる入札
- (16) その他規則又は特に指定した事項に違反した入札

(その他)

- (1) 現場下見については、仕様書、設計書、図面の閲覧をもって現場説明に代えるものとします。なお、疑義については、担当課へ問い合わせてください。
- (2) 落札者は、落札後5日以内に契約を締結するものとします。